

# 史料報

第 30 号

昭和54年 3 月

## 近世史料体系化への道

中 井 信 彦

(慶応義塾大学教授  
井文庫長)

古文書や古記録を「史料」とよぶ通念がどのように成立し定着したかは、史学史の課題として重要である。史料を歴史を知るための材料と解するならば、その範囲は、歴史をどのようなものと考えるかによって当然異なるものとなる。近いころまで、無数の政治現象のうちで国家にかかわりをもつものだけが政治学の対象となると考えられてきたのに通ずる認識が、漠然ではあれ、歴史学にもあったと思われる。「史料」や「史跡」の範囲は、そうした前提の上で選別されてきたといえるであろうし、それらと別な美術的価値を前提にした国宝・重要美術等とともに保存の対象になってきたと概括して大過ないであろう。

戦後三十余年の間に、顧みられる

過去としての歴史は、その内容・範囲をいちじるしく変えた。それまで一部の学者や見識ある人々の手で個別に行われるにすぎなかった「庶民史料」をふくむ広義の「史料」保存が、運動として全国的に展開されるようになったのは、そうした「歴史」の内容や範囲の変化に基礎づけられたものであった。しかし、そこでの広義の「史料」が、新しい歴史の材料としてしっかりと組織だてて考えられてきたとはいえない。もちろん、それにはそれなりの経過があった。戦後の民主化政策と物資不足のなかで急激に處分・破棄されていく文書記録類を防衛しなければならなかったという当面の急務があったし、民主化の主体形成のために、土地所有を中心とする階級配置の歴史の解明

### 目次

- 近世史料体系化への途……中井信彦……(1)  
 外国文書館見て歩き——昭和五十三年度在外研究報告……大野瑞男……(4)  
 所在調査報告——山梨県南巨摩郡飯沢町原田家文書ほか……(7)

- 「豆州内浦史料目録」の作成を終えて……大藤修……(8)  
 歴史資料保存利用機関連絡協議会の第四回大会に出席して……(10)  
 新収史料紹介……(11)  
 地方史関係雑誌の収集について……図書委員会……(12)  
 講習会関係記事・受贈図書・集報……(13)

を必要としたという事情もあった。それらを含めた諸状況があったにせよ、広義の史料のうちの文献史料、さらにそのうちの一部にだけ関心が限定されがちであったことは、ごくごくの片端しながら当時いささかのかかわりをもった私自身をかえりみても認めざるをえない。だが、幸いにして新しい歴史研究が「地方」に定着し展開するにつれて、民俗・民具や無形の伝統的技術にも保存の眼が向けられ、さらに自然保護とも関連しつつ歴史風土一町並み保存などを含めての——の保存が、運動として強力に展開されて現在に及んでいるのは大きな前進である。

それらの、新たに保存の対象として取上げられてきたものも、いうまでもなく史料である。しかし、ひるがえって考えてみると、いま保存の対象とされているものだけが「史料」であるわけではない。路傍の馬頭観音・庚申・地藏尊などの石碑や、山の神・水の神・家の神をまつた小

さな石祠、また見晴しのよい村の丘上・町外れの荒野の大小の墓碑群等々は、それらを立ててそれらを祠た人々や集団の在りようとう心情を切々と伝える、まさに「近世の史料」である。私はいま東京都のはずれ、多摩川の流れ近くに住んでいるが、日に小さきみに整地されて宅地化していく一枚一枚の田や畠、埋められていく中小の溝の多くは、人々がその保全と改良に生命をかけたつづけてきた、これもまた「近世の史料」そのものである。それらのものと、村の行政文書や地主の土地証文などを中心とするいわゆる「近世地方史料」との間に、保存上の優劣の差がどのようにあるのだろうか。それらのものがそのまま保存されねばならないなどというのではない。可能な手段を盡して記録として保存することに努めなければ、近世の史料保存はいちじるしい片手落ちになるということである。私がいいたいのはいわゆる「近世史料」が「近世の史料」

全体のなかに占める位置を、体系的に考えてみるべき時期にきているということなのである。

必要がくりかえしいわれながら容易に実現に近づかない「近世史料」の体系化も、実は右に述べたような「近世の史料」の体系化を前提として初めて可能になるのではないであろうか。たとえば、近時一部で精力的に進められている歴史の数量的研究としての人口史研究の成果として、近世後半の人口停滞の有力な原因の一つが、間引きによる調節であったことが測定されてきている。それは、嬰兒の圧殺という悲劇が、社会的行為として多くの村々で繰り返されてきたことであるが、それらのいらない死者たちを、村人たちはどのように葬り、どのように祠つたのであつたらうか。一方で、同じ時期にひとりの嬰兒の死をいたんで建てられた単独の子の墓碑もまた少くないのである。同時期に建てられた愛猫の墓碑すら、東京ではいくつかの例が知られている。

諸大名の献燈をつらねた將軍の廟所もあれば、圧殺された嬰兒たちを葬りつづけた一基の地蔵墓にいたる間に、まさにさまざまの墓があり、ひとりの人物の墓が複数に存する例

も稀れではない。そのあるものは葬り墓であり他のあるものは参り墓なのである。そのようにさまざまの人が、多様な墓碑をたてるようになったのが、まさに近世なのである。そこには身分・階層の別もあれば、地方的な差もあって、きわめて多様である。ひとつの墓地のなかでの墓碑の配置にも、特定の約束がそれぞれにあることが多い。だが、いかに多様だからといっても、近世の墓制や墓碑を体系化することは、もしそれを試みようとする人があるとすれば、決して不可能ではないであろう。ただそのために必要なことは、葬り墓と参り墓の別を初めとする、いくつかのコードがつくられ、それぞれに名づけがなされることである。それらは既知の事例群にもとづいて假説的に設定され体系化された上で、事例の増加によって補正されていく性質のものである。

いわゆる近世史料についても、事柄は同様であろうと思われる。本誌は主として各地の図書館などで郷土史料の保存整理にあたっておられる方々に配布されるということである。そうした方々がおそらく当面しておられる課題は、手もとの「近世史料」をどう目録化するかということであ

ろうと推測する。そして既出の各所の目録類を見ながら、模索しつつ作成しておられる向きが多いことと思う。実をいえば、私自身もある旧家とその事業所の、およそ十数万点といわれる資料群の目録づくりに、いまから取りかかろうとしているのである。それに着手する直前のところで、この拙文を書いているので、決してひとごとではないのである。そして、何よりも茫然とたちすくむのは、「近世史料」についての体系的なコードが殆ど全く欠けていることである。いろいろ出されている分類項目のことなどをいっているのではない。史料そのものの名づけすら行なわれていないということである。

現に古文書学会の役員末席にたつらなっている私がいうのは天に唾するたぐいであることを承知の上で敢えていうなら、罪の一斑は古文書学の怠慢にあるというべきかもしれない。文字を媒介として個人または集団が他者に対して意志を伝達するために作成したものを文書といい、それらの文書の様式や機能を研究するのが古文書学であるといわれる。だから文書は差出と宛所とを具えることを原則とするという。この規定は古文書学という個別の学問を確立し

ていくためには有効な限定であるに相違ない。だが、そう限定した古文書学そのものを専攻している学者は、私の知る限りでは十指に満たないように思う。しかし、相田二郎氏を頂点とする在来の古文書学は、古代中世の古文書群に文書の名づけを行なうた点できわめて大きな寄与を果したといつてよい。そして「文書」の範囲の拡大を意図されている佐藤進一氏の立論は、古文書学の今後の方向として正論であることに間違いない。そのことを承知の上で敢えて暴論をいえば、古文書学の伝統的限定をいちど開放して考え直してみたいのである。なぜなら、文字というもの、改めていうまでもなく、コトバとともに、本来、意志を他者に伝達するための媒介そのものである。コトバにヒトリゴトがあるように、文字にも全く伝達を意図しないヒトリガキがあるであらうけれども、それはむしろ例外であつて、コトバよりも空間的にも時間的にも拡がりをもつ意志伝達の媒体が文字なのであるから、この媒体を使って作られたものは、すべて伝達を意図しているのが当然である。そのなかで、伝達の相手が特定されているかないかで、文書をそれ以外の記録・編著書

等々から區別するというのであるが、その境界は、佐藤氏もいわれる通り、決して自明・明瞭なものではないし、その上、古文書学の立場を離れて史料に関する研究としてみれば、有効性を自ら狭いものにしてしまっているおそれがある。むしろ、さきに述べたとおり、文献史料が史料全体の中で占める位置を体系的におさえた上で、その文献史料全体を体系づけるといふ見直しの作業が必要なのではないか。「文書」の位置や範囲は、そこで改めて確定されることになるであろう。

そして、この作業を改めて試みるのに最もふさわしい場が近世史料だと、私には思われる。それがもつ多様性の故にこそであり、古代中世古文書学の多年の蓄積の上に行かないからである。言うべくして行なえないことだと人はいうかも知れぬが、本腰を入れて組織的に取組むことを怠ってきたことは事実であり、今から遅いということはないのである。この作業を進める上で必要なのは、何よりもコードの作成であり、そのひとつが史料の名づけであると思う。それは、たとえばこういうことである。近世史料の中には「覚」と書かれたものがたくさんある。幕府や

藩の出した法令の類にさまざまの「覚」があるし、口上之覚もある。農民が金銭の出入を書きとめた半紙半裁の小冊にえんぎを念じて表書きした「大宝恵」も覚である。柱書きなり表書きなりに「覚」とあれば、「誰覚」とか「何々につき覚」ないしは「覚（誰それ、または何々につき）」などと目録にとるのが現行のやり方であろう。だがそれは史料に名をつけたことにはならない。いまの例でいえば、覚のうちのあるものは條目であり、あるものは達書であり、口上書であり、大福帳なのである。覚書という名の史料も当然設定される筈である。

同様に「乍恐……」と柱書きのある文書のあるものは願書であり、あるものは同書、あるものは届書、あるものは訴状、あるものは陳状等々である。そのような名付けていくとき、近世にはどれだけの種類があったのであろうか。たとえば証文という類を立ててみると、同書に対して以後先例としての恒久性をもつ指令である御証文もあれば、特例としての効力しかもたない一時御証文もある。それぞれに奥書の形をとったもの、付札の形をとったものがある。都度都

度に出された手形を総括した一紙証文もあれば、法令・指令に対する請証文もある。受取証文・借用証文・礼証文・詫証文等々、証文という類のなかにさまざまのものが含まれる。それらの名を認知できれば、個々の文書の柱書きや表書きがどうであろうとも、一定の共通性をもつ目録とりはできるのである。そして、それらの「名付け」を体系的に組み立てたところにコードが成立する。

それを仮に横のコードとすれば、もう一つの、いわば縦のコードがつくられる筈である。それは古文書学という下達・上申・互通の別の線上にあるものである。当然それは政治的・社会的制度にもとずいてつくられる、重層的なコードである。そして、そこでの制度は法的ないし行政的なものに限られるのではない。定型化された持続性のある慣習が、制度の重要な一部であることを忘れてはならない。

すでに枚数が尽きて詳述する余地がないが、ここで縦のコードと假りによんだものの内容は、容易に理解していただけたらと思う。そして縦と横との二つのコードづくりが、假說的にせよ提示されることが、何にもまして必要なのである。

近世史料が古代中世史料と異なる最大のものは、量の老大さである。およそ文書であれ記録であれ、それらは必要に応じてのみ作られる。量の老大さは、文字を媒体とする意志の伝達・受容を必要とする機会の豊富さの表現に他ならない、そういう必要を伴う社会関係の表現なのであり、作成された広義の文書が大量に伝来したこともまた、その時代の社会関係の時系列的な表現なのである。

そこにこそ、近世史料が体系的に扱えられねばならぬ理由がある。そして、それにもかかわらず文書を媒介としない多くの社会関係の存在したことを常に念頭におくことによつてのみ、それは正当性を保ちうるものでとなる点も忘れられてはならない。

# 外国文書館見て歩き

— 昭和五十三年度在外研究報告 —

大野 瑞 男

筆者は昭和五十三年度文部省在外研究員（短期）として「外国文書館

日本関係史料の調査」の研究題目により二か月間の欧米出張を命じられ、昨年八月三日に出発、十月二日に帰国した。日本の史料保存運動に関連し、史料保存機関に勤務する者として、かねがね外国の文書館を实地に見聞し、その制度、運営および史料取扱実務を実際に学びたいと思っていたが、この際アメリカに所在する日本の史料の調査を兼ねようという欲ばった計画にし、ヨーロッパではオランダを中心に、イギリス・フランス・スペインの文書館を訪れることとした。以下、そのうちのいくつかの機関に絞り、若干の報告と感想を述べることにしたい。国内や現地において多くの方々の協力をえ、何とか無事に廻ってこれたが、何分にも「言葉の壁」があり、聞き違いもあろうし、十分な成果があったか確信はもてないが、一研究者の眼を通して見た外国文書館の見聞記である。

カリフォルニア大学バークレー東アジア図書館

八月三日午後、猛暑の日本を後に成田新空港を出発、一路太平洋を横断し、日付変更線を越えて、同日朝薄曇のサンフランシスコ国際空港に降り立った。何しろ生まれて初めての海外旅行、もう日本語は使えず、入国手続きに緊張したが型通りの質問であった。ビジネスで十日ほど滞在したいと答えて無事通過。税関では年配の大男のところに並んでみたら、前の女性が係官の質問に答えられず、ついお節介で口をはさむと、係官はニコニコ、私は心証よく簡単に通してくれた。以後なるべくこの手を使ったのである。

日本からカリフォルニア大学バークレー校の東アジア図書館に手紙を出して置いたので、ホテルから電話し、これから行く旨を伝えて外に出た。バークレー市はサンフランシスコ湾の対岸、ベイブリッジを渡ったオークランド市の先の町である。タクシーで行く積りが、バートという

地下鉄の方が安くて便利といわれ、ホテルを出たのが失敗であった。街は当然のこと、外人ばかりで一人歩きは不安である。マーケット通りの駅を捜すのに一苦勞し、自動販売機の前でコインの種類にもとまどった。地下鉄を乗り継ぎバークレー駅に降りたが目ざす大学の建物が判らない。デュラント・ビルディングという図書館の建物の名前も時差ボケのためか忘れてしまい、キャンパスをウロウロ、何人かに尋ねたが、何としても捜せない。とある建物に入り、女子事務員から地図を買って図書館に着いたのは約束の時間から一時間も遅れてしまった。実は帰途駅からホテルへの道も迷ってしまい、まず身についたのは何と道を尋ねる英語であったのである。

カリフォルニア大学バークレー校の東アジア図書館 (East Asiatic Library) を尋ねた理由は、同校に日本朝鮮研究センターがあつて西海岸における日本研究の中心であり、同図書館資料が資するところ大であるからでもあるが、実は旧三井文庫をみたいこともあった。

同図書館は一九四七年中央図書館から分離独立した二階建ての小さい建物である。現在三九万冊・二五〇

〇タイトル以上の図書雑誌を所蔵し、古典から現代までの中国・日本・朝鮮・満州・蒙古・チベット語の人文社会科学書を主としている。ここにはいくつかの特殊文庫があるが、一九四九年に買収した旧三井文庫がある。貴重な朝鮮本が含まれているが大部分は日本近世文学の写本板本類であり、若干の近世・明治期の古地図版本が地域分類され別置してあった。筆者には日本近世史関係の史料が含まれてはいはいかという期待もあった。

わが史料館の地は旧三井文庫であり、二、三の旧三井文庫収集史料や三井寄贈の図書を所蔵している因縁もある。遅くまで書庫と研究室をこ案内いただいたが、結果は古文書は見当たらなかったのである。旧三井文庫は未整理本以外は分類して書庫に納められ、二冊の目録に分散されており、目録・カードには三井文庫の注記がなく、残念ながら捜し出すことは不可能だったのである。

ワシントン米議会図書館

窓から下をみると赤茶けた砂漠や山地がいつまでも続く。早朝にホテルからバスに乗り、ロサンゼルスから五時間も飛び続けて夕暮れのダレ

ス国際空港に到着した。「ダウンタウン」とどなっているリムジンバスに乗り、タクシーに乗り継ぎホテルに入った時は日も落ちていた。三時間の時差とはいえアメリカはさすがに広い。疲労でベッドに横になり、テレビをみているうちに寝てしまい空腹に眼ざめた時は十一時であった。深夜の街に出てやっとハンバーガーにありつく。

翌九日アメリカ合衆国議会図書館(Library of Congress)に行き別館の日本課を訪れる。同課の職員は八名で、本田氏に会いお世話になる。すでに日本課には議会図書館東京事務所長の黒田良信氏から紹介を受けており、書庫内までの案内を受け種々教示をえることができた。

米議会図書館は世界最大の図書館で資料総数は七、二〇〇万点、書架延長五二〇キロを超す。一八〇〇年に創設、一九一三年に東洋部が設けられ、一九五七年その中に日本課が独立し、一九七八年東洋部はアジア部に組織替えされたばかりであった。日本の図書収集は一八七六年ごろから始め、戦後日本の国会図書館納本の一冊が寄贈されるようになり、現在五〇万冊・一万四千タイトルを超している。図書分類は日本十進分

類法をアメリカのコードDSに切り替えてつある。地方史誌はかなり揃っているが、日本歴史研究書は未補充がかなり見受けられた。日本関係図書は他に極東法律部や医学・農学の図書館などにもあるが、徳川期の地図は地図部に所蔵されている。

日本課貴重書庫で朝河貫一、坂西志保両氏のコレクション約三、〇〇〇点を見せて貰った。慶長以降の近世史料が多く含まれ、興味あるもの目録を作成したが、他に和算書の坂井コレクシオンがあり、一九八〇年に目録化されるとのことでカード化されていた。同図書館では一〇〇年ないし二〇〇年でレアブックとなり、マイクロフィルム化・ゼロックスコピーが禁じられているので今回の収録対象とはなりえなかった。

なおペンシルバニア通りには米国立文書館(National Archives)があり、極めて整備されている。夜間も市民が展示室を訪れ、親が子供に実地の歴史教育をしており、文書館の国民における位置に感心したが、日本の降伏文書を見て複雑な感情が横切ったのは戦争体験のなせる業であらうか。

### オランダ国立中央文書館

デン・ハーグ中央駅を降り、王宮の方へ数分歩くと、一九〇二年建築の古い四階建ての国立中央文書館(Algemeen Rijksarchief)がある。周知のように鎖国下の近世日本が国交を保った唯一の西欧の国で、大きな東インド会社文書など日蘭関係史料の宝庫である。



オランダ・ハーグ国立中央文書館前にて

いる。

国立文書館はハーグの国立中央文書館と地方一〇州の州文書館(Rijksarchief van Provincie)の複合体で、教育科学文化省に属し、国立文書館長は同省大臣に直属し、中央文書館長であると同時に州文書館を監督している。なおオランダは一一州からなるが、南ホラント州文書館は中央文書館第三部がその役割を果たしている。

このほか独立の地方自治体文書館(Gemeentearchief)が五七、地域文書館(Streekarchief)が一四、干拓地委員会文書館(Waterloop-archief)が五で、オランダの文書館総数は八七である。

中央文書館は四階建てで、二階の閲覧室は四〇席、夏休みのせいほぼ満席であった。地下一階を含む五階建ての書庫は廊下でオフィスに結ばれ、書庫の床は金網状で上下が見通せる構造は珍しかった。書架延長は二四キロで、後述の保管所に四〇キロの史料が所蔵されているが、手狭まと老朽のため中央駅の隣接地に新庁舎を建設中であった。お世話下さった文書官のファン・オプスタル女史が、閲覧室が二〇〇席に増え労働量も多くなるのに定員は全然増

えない、とこぼされたのが印象的で、この国も同じ悩みがあると思った。

組織とこれに伴う史料編成は、一七九五年の共和国フランス併合を境に、それ以前が第一部、以後を第二部、南ホラント州文書やオランダジュ公伯爵家文書などの第三部、地図・印象コレクション、附属図書館、修復工房、写真ラボに分かれている。

第一部は共和国中央政府・議会・海軍（五鎮守府）・都市秘書課・植民地関係文書であり、大量の東西インド会社文書はここに含まれている。第二部は現代までの作成後五〇年経過の公文書が移管され増え続けており、史料の主体をシャルルスベルゲンの保管所に置いており、その中心は一八五〇年以降の植民省文書である。

ところで九月二十日この保管所を訪れる機会があった。東京大学史料編さん所の加藤栄一氏が在外研究で三月からオランダにおり、同氏に大変お世話になっていたのであるが、たまたま保管所へ行くとのことで行した。列車に乗り継ぎアルンヘムで降り、バスでコーニンウェーヒに行く。そこから徒歩だが結果はバスに乗り遅え、四キロ近くを歩く。緑色のバスに乗るべきところ黄色のバスに乗り、どちらも同名の停留所で

あったことが間違いのもどだった。

昼にたどりついたところは国立公園の林の中、一九四〇年にナチスが造ったレーダー基地を転用したもので、地階と地上四階、物々しいコンクリート壁にからまる蔓が赤くなっていたのを覚えていた。文書官は五名、ゲールリングス女史にお話を聞くことができ、閉館後駅までお送りいただいた。書庫の中には会社・銀行文書もあるが、幕末明治初年の日蘭関係史料があつて眼を通すことができた。鎖国形成期に比較すると未開拓の分野であり、今後の調査が望まれる。

文書館における史料利用法であるが、公開原則であつて何の紹介状や許可証も不要である。目録が完備しその詳細な注記が付いたものもある。人名や議事録の年代索引が体系的に備えられ、利用者はテーマ、人名・年代によって求める史料を閲覧することができ、文書官は高度に養成されており、相談をすれば必要な知識を出し史料を取り揃えることができる。またマイクロフィルム、コピーサービスが規定料金で可能である。史料はその出所によって分類配架され、装備も定型のものであり、固有の記号番号が付されている。

中央文書館の職員は約一〇〇名、

その中文書官は三十数名である。上級文書官は大学法学部または文学部卒業、博士号取得後教育科学文化省の行なう試験を通過し、文書館で一年以上の実務経験を持つことが資格として要求される。中級（二級）文書官は学位を要求されず、実務経験は六か月である。養成機関として中央文書館に古文書学校が付設され、一か年修業ののうち中央・地方文書館に配置される。オプスタル女史の話では、法律の勉強と試験が難かしいとのことであつた。

#### おわりに

このほかイギリスでは国立公文書館（Public Record Office）や大英図書館、フランスではパリの国立文書館（Archives Nationales）、スペインではシマンカス文書館（Archivo General de Simancas）、アラゴン王国文書館（Archivo de la Corona de Aragón）を訪れたほか、エジンバラで開催された第七回国際経済史学会に参加することができた。紙数も尽きたので詳細を省くが、スペインでは一橋大学教授の佐々木潤之介氏と終始行動を共にし、令嬢の通訳によって貴重な経験を積むことができた。豊かな歴史的環境の中で、

バジャドリ郊外の中世の城シマンカス文書館の強烈な日射しは、バルセロナのアラゴン王国文書館における次長カバニャス氏の示すコロンプス新大陸発見の古文書とともに忘れ難い思い出として強く脳裡に焼き付いている。

欧米各国の文書館はそれぞれの歴史の経緯の中で若干異なった形で成立発展してきたが、古文書から最近の文書の閲覧研究が国民の権利として獲得されてきており、文書館の行政上の自立が保障されているのに、わが国の史料保存利用の体制はまだまだ遅れていることを痛感する。史料保存機関の一員として、また一人の歴史研究者として、責任を自覚させられた点でも得るところ大であつたと考えている。また外国の風土・人間・文化・芸術等と接触したことも楽しく、日本へ帰るのが残念とも思えた。

雪のシベリアを越えて日本が見えた時、十月二日は秋晴れであつた。右手に遠く富士山が見えた時は嬉しなくなり、睡眠不足でだけだるい機内であつたが、私は思わず隣席のフランス人を掴まえて「見る、マウン・ト・フジが見える」と英語で叫んだ。

史料所在  
調査報告

山梨県南巨摩郡鵜沢町

原田家文書

山梨県東八代郡八代町

武川家文書

本調査は、一九七八年十月二八日から三一日までの四日間、吉田伸之氏をはじめとする東京大学近世史研究会のみなさんを調査員に委嘱し、地元山梨県から鵜沢町文化財審議委員杉山長太郎氏・鵜沢中学校教諭望月武美氏・八代町文化財審議委員中村良一氏・山梨県文化財保護審議会委員野沢昌康氏らの方々の御協力を得て実施された。当館から参加したのは第三史料室の藤村潤一郎・浅井潤子・安藤正人の三名、実行責任者は安藤である。

○旧鵜沢村原田家文書（南巨摩郡鵜沢町一七一五 原田公房氏蔵、調査点数六〇九点）

鵜沢は甲府盆地の最南端部に位置し、富士川水運の河岸場として、また駿信往還の宿場として、早くから甲・信・駿三州を結ぶ物資の流通に重要な役割を果たしてきた所である。特に享保九（一七二四）年に甲府盆地三郡が幕領化され、富士川水運による年貢米の江戸廻送が本格的に開始されてからの発展はめざましく、幕府の米蔵のほか、松本・諏訪両藩

の御廻米問屋や、下り荷の米・上り荷の塩など諸商品荷物を扱う問屋が軒を並べて、甲府と張り合うほどの活況を呈した。

原田家は代々鵜沢村の名主・長百姓の家柄で、屋号を「西酒屋」とい、家業の造酒屋を営む一方、甲府代官所の年番御廻米問屋や松本藩の御用御廻米問屋をも勤めた鵜沢有数の豪家である。また一時期、支配役所である市川代官所附の郡中惣代にも任ぜられている。

数年前に蔵がつぶされた際、帳簿類などが大量に処分されたそうで、現在残っている史料は茶箱二箱分に過ぎない。それでも、廻米関係を中心に良質の史料が数多く含まれており、旧鵜沢村区域内では他に史料残存の可能性が極めて薄いだけに、大変貴重なものとなっている。特に、「郡中惣代控」と記されている文化年間の「御用向諸事控」や「鵜沢河岸問屋」鵜沢村名主」などの立場で書かれた「御廻米御用日記」類など、甲州幕領の廻米の具体的実態や廻米をめぐる郡中惣代・河岸問屋の役割

を詳細に知ることができると記録が二十冊余りあり、本史料群の最も大きい特色となっている。

このほか、川除普請関係の簿冊史料などがややまとまっているが、大半は訴願状の控や証文などの一紙ものである。これらは、証文類の一部に元禄期頃のものが含まれるのを除けば、ほとんど寛政期以降の史料であり、内容的にはやはり廻米・河岸関係のものが目立っている。

なお、原田家文書の一部は青山靖氏によって「鵜沢町誌」（一九五九年）に紹介されているので参照されたい。

○旧米倉村武川家文書（東八代郡八代町米倉八七四 武川仁氏蔵、調査点数八五九点）

米倉は甲府盆地南東部の小高い扇状地に位置し、かつては桑畑、今は一面の果樹園が広がる部落の中に立つと、遠く盆地の最も低いあたりに甲府の街並みを望むことができる。

近世中期以降の米倉村は、主に石和代官所領に属し、養蚕と煙草栽培の盛んなこの地域にありふれた村であったが、寛延三（一七五〇）年に起こった「米倉騒動」の舞台として特にその名を知られている。

この騒動は、米倉村長百姓平七

が煙草や繭の新規運上金請負を画策したこと、山梨・八代両郡七三カ村二万人余りが平七宅一軒を打ちこわした事件で、拷問と疫病による多数の牢死者を出した点でも有名な一揆である。

今回調査した武川家は、この平七の末裔にあたり、元の屋敷地からは二百メートルほど下手に移動しているものの、多くの古文書類が木箱三つに収められて今も大切に保管されている。

武川家は度々名主を勤めていたため、年貢割付状・皆済目録が寛文期以降比較的よくそろっている。そのほか訴願状類・証文類も古くは正保期頃のものから良く残されているが、村方関係の基本的な簿冊史料は、区有文書として区の保管庫に保存されているらしく、本文書群の中にはほとんど含まれていない。

また「米倉騒動」関係の史料としては「米倉騒動記」一冊のほか、寛延三（一七五〇）年の新規運上請負願書の控などがある。しかし、当時の平七家の経営内容を直接知ることができる史料は、概して乏しい。

なお、武川家文書については、多数が「八代町誌」（一九七六年）に収録されているので参照されたい。

## 「豆州内浦史料目録」の作成を終えて

大 藤 修

文その他が一杯詰っていた。昭和七年、静養のため内浦三津浜松濤館に

「大川翁が持参した天正十八年の秀吉朱印状に驚いた自分は、その翌日、早速翁の家を訪ねると、翁も多少の整理はしてあったらしく右の文書その外、北条氏虎印三四通と慶長・元和・寛永頃の文書十四五通は黒い漆塗りの文箱の引出しに入っているのを最初に見せられた。古文書に全く素人の自分にも、これ等が珠玉の様な気がして無造作に摘み出される翁の老いた手にハラハラしたものが、これが終つて次に案内されたのは門長屋の中にある六畳の部屋であつて、その押入から出された各種の木箱を開けて見るに及んで翁の無造作な取扱ひも背れたのであつた。ある箱は漁業上の帳面まで埋まっております。ある箱は天正・慶長・元禄・享保・明治等各種の時代の文書と共に大きな紙帳までが雑然と入つていてどれから手をつけていいか判らぬ位であつた。翁の住まわっている母屋から二十間ばかり離れた奥に土蔵があつて、その中の長持にも古書・帳面・古証

年、静養のため内浦三津浜松濤館に滞在されていた波沢敬三氏と内浦漁民史料との劇的な出合いは、後に氏が主宰されていたアチック・ミューゼウム（後に日本常民文化研究所と改称）から刊行された「豆州内浦漁民史料」の序文として氏が執筆された「本書成立の由来」に詳細に語られている。ただし名文である。紋切型の解題ではなく、内浦の漁民の生活の様相が柔軟な文章で活写され、読む者の心にその生活の息づかいが伝わってくる。そして、全体として文書の色を鮮やかに浮びあがらせている。

内浦漁民の生活感情を真に理解した人でなければ書けない文章である。史料を読むということはどういうことなのだろうか。単に文字を解読したというだけでは読んだことにはなるまい。文章の背景にうごめいている当時の人々の感情、真意を読み取つてこそ、本当に読めたといえるのではなからうか。そこに史料を読む現代人とそれを作成した過去の人の

との時間を越えた対話が成立する。それこそが史料を保存・整理・研究する原点であろう。いうまでもなく、ある家、村で代々生活していた人々の生活の諸相、そこで培われてきた意識・思想なりは史料の全体性として表現されている。したがって、その整理に際しては、作成・保存してきた人々の真意をくみとつてなされなければならない。史料の原型を尊重し、生体解剖的分類を避けるという基本原則は、過去の人々の声をわずたにたち切ることなく、そのままの形で後世に伝えてやるためにこそ必要なのである。俗にいわれる「抜き取り」調査によつて研究史上どんなに評価の高い研究がなされようとも、「抜きとり」によつて過去の人々の姿・声の全体性の復原が永久に不可能となつたとしたら、その罪は余りに大きい。史料の保存・整理・研究は、過去の人々の生活・声の全体性を復原し、彼等の歴史的体験に基づく声を現代に蘇えらせてやることを基本原則にすえてなされなければならないまい。それが忘れ去られたならば、彼等の真の姿・声は歴史の闇の中に永遠に葬り去られ、研究者が自らの都合のよい史料だけに基づいて生みだした理念的な民衆像のみが大

### 二

手を振つて学界・マスコミ界を開歩し、崇拝されるという喜劇が大真面目に演じられることになる。

内浦漁民史料は、昭和二三・二四兩年度にわたり日本常民文化研究所から当館に委譲された。その根幹をなしている長浜村大川家（屋号大屋）文書の目録は、既に「史料館所蔵史料目録」第二十二集として刊行されており、今回はそれ以外のすべての内浦史料を目録化した。内訳は、重寺村秋山家、同加藤家、小海村増田家、同大沼家、三津村大川家、同金指家、同松本家、長浜村大川家（屋号北方）、同小川家、重須村土屋家、木負村相磯家、久料村久保田家の各旧蔵文書と前記長浜村大川家（屋号大屋）文書の前目録収載もれの分である。このうち小川家文書は、明治初年の海面拝借をめぐる津元と網子が競願した事件で、小前（網子）惣代の一人に小川喜助がなつていた関係上残された一件文書である。それ以外の家は松本家が魚商人であつた他は、すべて旧津元である。第二十二集所収の長浜村大川家（屋号大屋）文書は現地原蔵の全文書が収集されたものであつたが、本目録所収の文書は選別されて収集されたもの



で、したがって各家文書の点数は一番多い三津村大川家でさえ五五〇点余で、一〇〇点以下の家が大半を占めている。なお、『豆州内浦漁民史料』では、元禄二年以前の史料はすべて収載され、それ以後においては史料の種類により多少の省略が試みられているが、第二十二集と今回の第二十九集には、元禄二年以降の分もすべて収録してある。

本目録は、私が史料館に赴任して最初に担当したものである。内浦史料が庶民史料の白眉として学界で高い評価を得ていることは、私も学生時代からよく知っていた。その現物史料の整理を任されたことは感激でもあったが、それ以上に私のような若輩にとつては大きな重荷を背負わされた感じであった。昭和初年に収集された史料を戦後生まれの私が整理することになったこと自体、月日の流れを象徴している。収集・保管に尽力された多くの人々の苦勞、そして何よりもこの史料を作成し、代々受け継いできた内浦の人々に思いをはせる時、ようやくにして目録刊行にこぎつけた喜びよりも、それらの人々に報い得る程のものに仕上げられなかったことへの慚愧の念の方が大きい。ともかく先輩の館員諸氏

の御教示を仰ぎながら、試行錯誤の末ようやく完成させたというのが実情で、ここで史料整理に関して私なりの見解を述べる能力はまだ持ちあわせていない。先に述べた史料保存・整理に従事する者としての基本姿勢だけは見失うことなく、それを具体化するための史料学を今後種々の史料を整理していく過程で私なりに構築して行きたい。

### 三

完成した目録を眼前にしていると、現地調査に際して賜わった内浦の多くの方々の御厚情が、美しい風景とともに懐かしく思い起こされる。単に史料を読み、整理することによって過去の内浦漁民の生活の息吹に接しただけでなく、現在内浦で生活されている方々と人間的な結びつきを持つことができたことは私のような若輩にとつては貴重な人生の体験であり、喜びであった。

史料館の目録では旧蔵の家の系図を付すのが慣例となっている。本目録の場合、一二軒分の系図を作成しなくてはならず、しかも系図類は一切残存していないため、現地に赴いて墓碑、過去帳等を調査し、それら断片的な資料を組み合わせて作成しなければならなかった。史料旧蔵者

との調査日時等の交渉には、沼津市教育委員会鈴木裕篤氏に御手をわずらわさせていただいた。また氏は、調査に際しては早朝から深夜まで車で私を案内して回られ、その労には感謝の意を表すに適當な言葉がみつからないくらいである。短期間で一二軒の家およびその菩提寺を調査したのは、鈴木氏ならびに沼津市立高等学校教諭友野博氏、沼津市歴史民俗資料館の各位の御尽力、および訪問した先々の方々の御厚情を賜わればこそである。

過去帳の記載、墓碑銘から系図を作成するのは実際大変な作業であった。三カ月間というものの昼夜を問わず断片的な資料を組み合わせては、納得がいかにこわし、また組み直すという試行錯誤の連続であった。手続きとしては、津元の家の場合、当主およびその妻の戒名は他の家族成員よりも格の高い居士・大姉号が付けられているからまずそれを拾い上げる。次に没年時・行年と文書に出ってくる名前を照合して前後関係を確定する。過去帳・墓碑に代数が記されている場合は簡単であるが、そうでない場合はなかなかめんどろな作業である。夫婦の組み合わせは、夫婦の場合戒名に対語を用いている

のことが多いことや、同一の墓碑に埋葬されているか、別個でも並べて建てられているから大体見当がつく。ただ、後妻がいる場合もあるからその点注意を要する。こうした手続きを基本にして作成するのだが、実際のところ過去帳は破損した部分もあり、写本の場合は写し間違いもある。したがって、墓碑に刻された名前と照合して補足・修正しなくてはならない。しかし、墓碑が風化していて字が判読できないものや、また戒名のみで俗名が記されていないものもあり、なかなか完全な資料を集めるのは困難であった。そのため不明確な部分も生じてくるのであるが、その点は無理に類推して埋め合わせることはせず、その旨註記しておいた。その方が御家族や菩提寺の御住職が今後新資料を発見されてより完全なものにされる上で手がかりになる。一応出来上がった系図はその家と菩提寺に送り、批判を仰いだ上修正して活字化した。それでもなお間違いを犯していないかと恐れている次第である。

内浦漁民の霊が山の高みから、生業の場であった波静かな駿河湾を見おろしながら安らかに眠らんことを祈りつつ筆を擱くことにしたい。

## 歴史資料保存利用機関連絡協議会の

### 第四回大会に出席して

昨年一月二・三日の両日に歴史資料保存利用機関連絡協議会の第四回の総会と研究会が、岐阜県歴史資料館で開催された。これに参加する機会を得たので、報告をかねて若干の感想を述べてみたい。

何よりも、三年前の創立総会以後着実に発展していることを眼前にすることができたのは、心強い限りであった。会員も次第に増加しているし、今回の参加者は九〇人を超え、とくに新規のメンバーがふえているところに、この会に対する関心と期待の大きいことが伺える。会の略称を「史料協」とすることも決められたので、これからは身軽に各様の要望に答えられることを始めに希望しておきたい。

会期はわずか一日半であったが、日程は、総会、研究会、ブロック懇談会と盛り沢山で、会場の館内施設の見学で終了するまで、分きざみといえるほどの勤勉ぶりは、毎回のことながら敬服のほかはない。それでもなお、時間の延長を求める声はい

くつか耳にした。確かに、抱えている問題の大きさに対して、討論・研究の時間が足りないことは、誰の目にも明らかだが、いろいろな事情があるため簡単に延長するわけにはいかないようだ。それ故、大会の運営には今後とも十分な配慮が求められるであろう。ことに、ますます増加する一方の会員との調整に困難が予想されるだけに、加入している機関や個人の意見を大切にできたこれまでの姿勢を失いたくないと思う。

例えば、研究会の一部を今回始めて分科会方式にしたが、一人何役の職場から出席した会員にとつては、何れの分科テーマを選択するか迷ったはずである。もちろん、参加者の増加、山積する課題など、分科会方式をとらざるを得ない事情は明白だし、第二日目には各分科会の総括を報告するなど、運営にも細かく配慮されていた。分科会方式を否定するものではないが、合理性を求めるのあまり少数意見が脱落したり、実務者の会合としての性格が薄れたりす

ることのないように願いたい。

その研究会は「資料館の建設と機能」「資料館建設の進め方」「資料館のあり方」をテーマに報告・討論された。ここにその詳細を報告する余裕はないので、近日発行の会報に譲ることとする。

ところで、今大会を通じて多くの関心もたれたのは、いわゆる歴史資料保存法の制定化であった。この問題は、史料協が単独で解決できることではないが、黙止していることはできず、前回の福島大会で総会の中心議題に採りあげられた。今回はそれを受けて、史料協前会長の岩上二郎参議院議員も出席され、制定化の現状分析と今後の取組み方が討議された(同氏の議会で質疑は「地方史研究」56号参照)。その結果、制定の促進を求める大会決議が採択された。もちろん、われわれは法制化の前途が多難であることを知っているし、それは大会でも指摘されている。今後も粘り強く要求を続けていくことになる。

保存法の制定には、歴史に関係する者たちが、それぞれの立場でその必要性を訴えているが、史料協のよう

あり、要求には具体的な説得力をもつ。保存法の立法に対して、図書館や博物館の規則を拡大解釈して、現行法との重複を理由に制定が見送られる動きを耳にするが、史料の保存にとって現行法がいかに無力であるかを、史料協の会員は日々の仕事を通じて身近な具体例として痛感している。今回、特別に参加された西垣晴次氏(地方史研)も指摘したように、学術会議の勧告の後で設立された多くの保存利用機関の意見が必要になつてきている。史料協としても他の学会や有志との連携を深めることによつて、より良い保存法の実現に努めねばなるまい。

同時に、保存法が将来設置される機関の根拠法としては、必ずしも万全でないことを注意すべきである。史料協には、既設の保存利用機関から多数が加盟しているが、史料の収集や保存、職員の待遇など、現在不十分なままに抱えている問題が、保存法によつてすべて解決できるとは考えていない。今回の大会決議にも明記したように「文書館法」とでも呼ぶべきものが、最終的な目標になるであろう。しかも、まず保存法制定を求める所に史料協の本質を見出せるといえよう。

(原島)

## 昭和五三年度 新収史料紹介

①はマイクロフィルムによる収集を示す

### ① 伊達家 中小野家文書

本文書は、昭和四七年に原蔵者から当館に寄託されていたが、本誌前号で報告したとおり、昨年九月に受託契約を解除することになったため著作物写本などを除くその大半をマイクロ写真に収録したものである。

本文書は、仙台伊達家の家臣であつた小野成裕・成信父子の代に、家中武士として作成された史料と、成信が後にニコライを通じてギリシア正教に入信して司祭となつた宗教関係の史料とに大別される。前者には享保以後の被仰渡書や御門番条目などの写本のほか、武術・軍学・小笠原流驍方に関する伝書の写本や、伊達家関係の古記録の写しなどがある。宗教関係史料としては、入信前後の慶応二年・明治一六年の成信の日記と、ニコライをはじめ仙台藩出身の入信者からの書状を中心として、伝教学校や「講習余誌」の事務書類などに及んでいる。

なお、本文書の来由や内容については、文書を受入れた際の本誌18・19号に掲載したので、詳しくはそれに依られたい。(現蔵者〓釘宮兼子氏 収録総点数二二〇点、一〇リール、五四一〇コマ)

### ② 稲葉家中 田辺家文書

諸家文書

淀藩主稲葉家の家中の御子孫田辺睦夫氏宅には、襲蔵の田辺家文書のほかに、もと稲葉神社に集積されていた諸家文書が保管されている。昭和四七年に当館ではそれらの一部をフィルムに収録したが(本誌18号参照)、今回再び追加収録したものである。田辺氏には今回もご快諾下さつた上、種々の便宜を与えていただいたことを厚くお礼申し上げます。

今回の田辺家文書の中心は、稲葉正則をはじめ、正通・正益・正諱・正備・正守・正邦らの歴代当主から家老役田辺(同役と連名のものである)に宛てられた書状約一八〇通である。その多くは、いわゆる直仕置に属するもので、内容の豊富さ、文書様式の変化とともに、年代が後期に及んでいることなど極めて興味深い。諸家文書の方は、今回は断片的なものであるが、領地の郷村高帳、五人組帳、明治四年の藩中賄金渡帳などである。(現蔵および保管者〓京都市伏見区淀下津町九一 田辺睦夫氏。田辺家文書―収録点数二一七点、二リール、六七九コマ。諸家文書―三六点、三リール、一四六〇コマ)

### ③ 秋田上肴町記録

「上肴町記録」は、秋田藩城下の上肴町の町代が寛永一九年から明治二年にわたつて書き継いできた日記である。全三三冊のうち三二冊は山田栄子氏宅(秋田市大町一―三二)に、一冊(文久三年分)は根田正衛氏宅(秋田市明徳町四)に所蔵されている。今回は山田家所蔵分の三二冊をマイクロフィルムにて収集した。

秋田城下では、数町を併せて管轄する庄屋の指揮下に各町ごとに一、二名の町代が置かれ、町内を取り仕切っていた。町代は公用・私用にかかわらず、それを書き留めることを義務づけられており、「上肴町記録」の成り立ちの根源もそこにあった。したがって、内容は藩の町触・通達と町方よりの諸願・届を主としているが、庶民生活の諸相も活写されている。なお、「日本都市生活史料集成」五には山田家所蔵の弘化二年分一冊、根田家所蔵の文久三年分一冊が、「新秋田叢書」三には寛永一九―文化一二年の一一冊が収められている。(総点数三二点、収録フィルム八リール、三九〇三コマ)

### ④ 下総国 相馬郡川原代村 池端木村家文書

本文書は川原代村名主木村家の文

書で、同家は池端と称せられ、当館所蔵木村家(一鍛松)文書はその本家のものである。使用に際しては両文書の併用がのぞましい。

同村は旧高旧領取調帳によると一〇一二石五五三一が土屋氏知行、一石七八八〇が代官支配所である。延宝七年以降旗本土屋氏知行所で、同氏の采地は下総国相馬、常陸国河内、新治三郡の内二千石であった。その代官でもあったので他村関連文書が含まれている。また天保期に水戸岡見治平内としてのものもみられるが、詳細不明である。

文書の内容は御触書、年貢割附、鉄炮、戸籍、賄御入用、寺社、用水・道普請等と諸訴状・願書、他に家関係として金銭出入、田畑小作取立、家普請、講、写本などで、年代的には享保―明治期で、その大部分は明和期以降である。御高配を賜った木村氏に感謝いたします。(史料所蔵者〓茨城県竜ヶ崎市川原代町三六七〇 木村一郎氏、総点数二二一点、収録フィルム一八リール、八六五八コマ)

# 地方史関係雑誌の収集について

## 図書委員会

現在、全国各地の大学・研究所・民間団体などが刊行している雑誌・紀要などの逐次刊行物の中で、地方史に関する論文・記事が掲載されているものは、かなりの量に達する(当館架蔵タイトルは一一五〇)。個々の内容は様でないが、それぞれに各地方における研究・調査の現状を最も適確に伝えるものであることは、改めて指摘するまでもないであろう。最近の地方史研究の進展などにより、情報データ重視の風潮がますます高まってきたことは、それらの逐次刊行物を、当館が収集していくことの必要性を痛感させてきた。しかしながら他の業務との調整などのため、従来は積極的に収集できなかった。だが、逐次刊行物の収集は、一号遅くなれば入手が困難になるので、一刻も早く着手することが望ましいことは明らかである。幸い、今年度はこのための多少の予算配分を計上することができたので、とりあえずその第一歩をふみ出すことにした。

まず第一に、それらの刊行物のうち、文部省史料館時代以来、発行者のご好意によりご寄贈いただいたものが少なくない。したがって、新しい収集の方針は、それらの蓄積を拡充する形で検討することにした。方針としては、①都道府県の全域を包括する雑誌(一地区を対象とするものは原則として今回は除外する)であれば、発行所は大学・民間などを問わない、②これまでご寄贈いただいている分についても、受贈開始以前・以後の欠号をできるだけ補完する、と決め、直ちに具体的作業―誌名の調査や所蔵巻号の再確認―を開始した。その結果、一二九誌に対して、当館の所蔵巻号を提示し、欠号分についての在庫の有無や、入手方法についてお尋ねしたところ、下記の各誌からご回答いただいた。ご多忙のところ、バックナンバー在庫確認などの面倒なアンケートにご協力下さったこと、さらには、在庫分についてご寄贈または頒布のための発送事務などでお手数をおかけしたことに對し、改めて厚くお礼申し上げます。

- ける次第である。とくに頒布用の残部が品切れであるにもかかわらず、保存分を取崩して特別にご配慮下さったものがあり、感謝にたえない。なお、準備の都合や発行所の住所の未確認などもあって、今回はお問合せを見合わせたものが少なくない。いずれ改めて同様の依頼をすることがあると思うが、その節はよろしくご協力下さるようお願いしたい。
- 今後は、以上の方針を原則として、逐次刊行物収集の拡充・整備を継続するつもりであり、いずれ作業が一段落した時点で、地方史誌類をも含めた閲覧公開体制の早期確立を図りたい。今後とも、関係諸機関・団体各位に對して、一層のご理解とご協力をお願いする次第である。
- 茨城史学 [茨城県高等学校教育研究会歴史部]
  - 下野史談 [同会]
  - 桐生史苑 [桐生文化史談会]
  - 群馬文化 [群馬文化の会]
  - 埼玉地方史 [埼玉県地方史研究会]
  - 埼玉民衆史研究 [同会]
  - 房総史学 [千葉県高校教育研究会歴史部会]
  - 房総文化 [和洋女子大学房総文化研究所]
  - 成田市史研究 [成田市史編さん室]
  - 史苑 [立教大学史学会]
  - 史叢 [日本大学史学会]
  - 上智史学 [上智大学史学会]
  - 白山史学 [東洋大学白山史学会]
  - お茶の水史学 [お茶の水女子大学読史会]
  - 史論 [東京女子大学読史会]
  - 駒沢史学 [駒沢大学史学会]
  - 法政史学 [法政大学史学会]
  - 法政史論 [法政大学史学研究室]
  - 史観 [早稲田大学史学会]
  - 専修史学 [専修大学歴史学会]
  - 海事史研究 [日本海事史学会]
  - 三浦古文化 [同研究会]
  - 日本佛教史研究 [日本佛教史学会]
  - 小田原地方史研究 [同会]
  - 大和市史研究 [同市史編さん係]
  - 藤沢市史研究 [同市文書館]

- 見附市史研究 (同市史編集委員  
会)
- 新発田郷土誌 (新発田市史編纂委  
員会)
- 佐渡史学 (同会)
- かみくひむし (かみくひむしの会)
- 富山史壇 (越中史壇会)
- 北陸史学 (金沢大学北陸史学会)
- 加南地方史研究 (同会)
- 長野県近代史研究 (同会)
- 長野 (長野郷土史研究会)
- 甲斐路 (山梨郷土研究会)
- 沼津史談 (同会)
- 濃飛史艸 (岐阜県市町村史研究連  
絡協議会)
- 岐阜史学 (岐阜大学岐阜史学会)
- 彦根郷土史研究 (彦根史談会)
- 舞鶴地方史研究 (同会)
- 両丹地方史 (同研究者協議会)
- 東大阪市史紀要 (同市史編さん室)
- 布施市史研究紀要 (右同)
- 富田林市史研究紀要 (同市史編集  
係)
- 岸和田市史紀要 (同市史編さん室)
- 八尾市史紀要 (同市史編さん室)
- 泉南市史紀要 (同市教育委員会)
- 枚方市史紀要 (同市史編さん室)
- 大阪府の歴史 (同府史編集室)
- 吹田の歴史 (吹田市史編さん室)
- 大阪市史紀要 (同市史編集室)
- 歴史研究 (大阪府立大学歴史研究  
会)
- ヒストリア (大阪歴史学会)
- 兵庫史学 (神戸大学兵庫史学会)
- 山陰史談 (山陰歴史研究会)
- 岡山史学 (岡山大学岡山史学会)
- たたら研究 (広島大学たたら研究  
会)
- 芸備地方史研究 (同会)
- 山口県地方史研究 (山口県地方史  
学会)
- 史窓 (徳島地方史研究会)
- 香川史学 (香川大学香川歴史学会)
- 瀬戸内 (瀬戸内郷土研究会)
- 伊予史談 (同会)
- 愛媛近代史研究 (近代史文庫)
- 土佐史談 (同会)
- 郷土研究 (佐賀県郷土研究会)
- 佐賀史談 (同会)
- 長崎県地方史たより (長崎県地方  
史研究会)
- 熊本史学 (熊本大学熊本史学会)
- 近代熊本 (熊本近代史研究会)
- 地方史みやざき (宮崎県立図書館)
- 宮崎県地方史研究紀要 (右同)
- 南日本文化 (鹿児島短期大学南日  
本文化研究所)
- 鹿大史学 (同会)
- 鹿児島大学史録 (同大学教養部)
- 沖繩歴史研究 (同会)

第二十四回近世史料取扱講習会を開催

十、十二月、京都・東京二会場

当館主催の表記講習会は、左記要  
項により二会場各四〇余名の受講者  
の参加を得て開催され、所期の成果  
を挙げて終了した。

〔開催要項〕

(一) 趣旨  
公共機関などにおいて、近世史料  
を取り扱う事例の増大にともない、  
これに関する知識技能の向上が要請  
されている現状にかんがみ、当該関  
係者に近世史料の概要、読解、調査、  
収集、整理、分類、保存管理などに  
関する基礎的な知識技能を取得させ、  
近世史料の保存、利用などの効果を  
高めるためにこの講習会を開催する。

- (二) 期間および会場  
A 昭和五三年一〇月二三日(月)  
一〇月二七日(金) 京都府立総  
合資料館  
B 昭和五三年十一月六日(月) 一  
十一月一〇日(金) 国文学研究資  
料館
- (三) 受講者  
図書館・文書館・博物館・研究所・  
史誌編さん室等の機関に勤務し、  
近世史料の整理および調査研究等に  
従事している者で、その経験年数の  
比較的浅い者。
- 四 講習題目と講師(敬称略)
- A 京都会場
- (1) 古代中世史料概論…東京大学名  
誉教授 實月圭吾
  - (2) 近世史料概論〔I〕…東京大学  
史料編さん所教授 山口啓二
  - (3) 近世史料概論〔II〕…愛知教育  
大学教育学部教授 吉永昭
  - (4) 近代史料概論…立命館大学経済  
学部教授 後藤 靖
  - (5) 近世の民俗資料…国立民族学博  
物館教授 中村俊亀 智
  - (6) 史料の保存科学…文化庁文化財  
保護部美術工芸課 長西川杏太郎
  - (7) 史料の補修…宇佐美国宝修理所  
長 宇佐美直行
  - (8) 史料讀解(村方・町方・幕藩)
  - (9) 史料の整理・管理
  - (10) 史料の分類
- B 東京会場
- (1) 古代中世史料概論…中央大学文  
学部教授 佐藤 進一
  - (2) 近世史料概論〔I〕…東京大学

史料編さん所教授山口啓二

(3) 近世史料概論〔Ⅱ〕・慶応義塾

大学文学部教授中井信彦

(4) 近代史料概論・専修大学経済学

部教授古島敏雄

(5) 近世の民俗資料・群馬大学教育

学部教授西垣晴次

(6) 史料の保存科学・全日本博物館

学会代表委員岩崎友吉

(7) 史料の補修・元宮内庁書陵部専

門官遠藤諦之輔

(8) 史料の整理・管理

(9) 史料の分類

(10) 史料の分類

(8) 10…当館教官担当

なお、両会場では、いずれも座談

会と施設見学（京都府立総合資料館、

国立史料館）等を実施。

○第二五回近世史料取扱講習会の

御案内

昭和五十四年度の近世史料取扱講

習会を左記の要領で開催します。

詳細は追って地方公共団体・大

学等を通じて連絡いたします。

1. 第一会場 岐阜県歴史資料館

(岐阜市)

五四年一〇月一五日(月)～一

九日(金)

2. 第二会場 国文学研究資料館

同年一月五日(月)～九日(金)

# 受贈図書

## 昭和五十三年(一)

和書の部 社会科学Ⅳ

憲政資料目録 第十一 三島通庸関係文

書目録(国立国会図書館)

官公庁出版物目録 昭和50年版(同右)

国立国会図書館所蔵地図目録 海図の部

(上)

国立国会図書館蔵明治期刊行図書目録

書名索引

国立国会図書館蔵書目録 第4編第2冊・

書名索引

協調会文庫目録 (和書編) (法政大学

図書館)

服部和一郎家所蔵文書目録(文献資料目

録第6冊) (東京大学社会科学研究所

所)

東京都立中央図書館蔵書目録 1971

1975 自然科学・工学・産業

神奈川県関係新聞記事索引 第16集(神

奈川県立文化資料館)

西川町所在資料目録 第一集 西次上土

屋家文書(西川町教育委員会)

斎藤家古文書目録(分水町教育委員会)

目録 金子家文書(長岡市立互尊文庫)

水原博物館収蔵資料目録 第1号(水原

町立水原博物館)

金沢大学図書目録 第15巻

春嶽公記念文庫解説目録 文書編・什器

編・追贈 什器文書編(福井市立郷土

歴史博物館)

山梨県立図書館蔵書目録 第一巻

沼津資料集成 5 (沼津市立駿河図書館)

図書館郷土資料叢書 (8) (同右)

真宮遺跡調査概報 3 (岡崎市教育委員

会)

会員名簿 昭和53年度(霞会館)

北海道所蔵簿書件名目録 第2部(その

8) (北海道総務部行政資料課)

札幌大学図書館所蔵雑誌目録 1977

年版

八戸市立図書館図書分類目録 一

東北大学所蔵和漢書古典分類目録 和書

中

秋田県歴史資料目録 第十四集(秋田県

立秋田図書館)

山形県関係新聞記事索引 昭和52年版

(山形県立図書館)

山形県関係文献目録 追録(同右)

天童市史々料所在目録 第2集

古文書近世史料目録 第6、10号(山形

大学附属郷土博物館)

栃木県史料所在目録 第7集(栃木県教

育委員会事務局)

群馬県近世史料所在目録 4・5 (群

馬県総務部県史編さん室)

前橋藩松平家記録総目録(前橋市立図書

館)

埼玉県古文書所在確認調査目録(埼玉県

教育委員会)

近世史料所在調査報告 14 (埼玉県立文

書館)

埼玉県行政文書件名目録学務編Ⅱ(同右)

行田市立行田図書館郷土資料目録 2

千葉商科大学逐次刊行物目録 和文篇欧

文篇

石川倉次・安藤定一関係史料目録(研究

紀要 第150集) (千葉県教育センター)

学習院大学近世史研究会三富村調査報告

第1・2集

日本外交文書 大正12年第1冊・満州事

変第一巻第三冊(外務省)

第 東京大学経済学部蔵書目録(洋書)

Ⅸ巻

比較文化研究所蔵書目録 V (東京女子

大学)

明福寺旧蔵本仮目録(大正大学図書館)

郷土資料室資料目録(日黒区守屋教育会

館)

国立教育研究所附属教育図書館蔵書目録

愛知図書館参考図書目録 1978

〔愛知県文化会館図書部〕

愛知県立大学附属図書館図書目録 (8)

名古屋市図書館総合増加図書目録 第13

集〔名古屋市鶴舞中央図書館〕

村上文庫図書分類目録〔刈谷市立刈谷図

書館〕

滋賀大学経済学部附属史料館所蔵史料目

録第 十八・十九集

近藤家文書目録〔大阪大学経済学第27巻

第1号抜刷〕

大阪市立中央図書館所蔵上方文学関係図

書目録〔未定稿〕

大阪市立中央図書館所蔵百人一首関係文

献目録

大阪研究文献目録 IV〔大阪市立中央図

書館〕

朝日新聞社寄贈国内地図目録〔同右〕

大阪市立図書館総合増加図書目録 第9・

10集

大阪府立大学増加図書目録 第33・35集

宝塚市史編集資料目録集 10

郷土関係資料目録 第7集〔明石工業高

等専門学校図書館〕

公文録目録 第一〔国立公文書館〕

内閣文庫影印叢刊朽木家古文書 下〔同

右〕

県政資料総目録〔追録〕〔昭和51年〕〔兵

庫県企画部統計課県政資料室〕

奈良県関係郷土資料目録〔奈良大学図書

館〕

郷土資料目録〔補遺〕〔同右〕

奈良教育大学増加図書目録 昭和51年度

東大寺図書館蔵書目録 洋装本之部

島根県立図書館蔵書目録 第1・9巻

開館一周年記念特別展 浅野家寄託史料

展 浅野家寄託史料目録〔広島市市中

央図書館〕

広島修道大学所蔵陶山文庫目録

山口県文書館史料目録 五 毛利家文庫

目録 第五分冊

森文庫図書目録〔徳島県立図書館〕

所蔵史料目録 一〔同右〕

教育研究資料目録 第1・5集〔徳島市

教育研究所〕

図書・資料目録〔昭和52年1月1日から

昭和52年12月末日まで〕〔徳島県行政

資料室〕

四国学院大学蔵書目録 第2巻

藤村文庫分類目録 二山文庫分類目録

〔香川県立図書館〕

香川大学増加図書目録 昭和51年度版

行政資料目録・〔追録〕・〔追録第2・4

号〕〔愛媛県企画調整部統計調査課〕

川之江市立図書館郷土資料総合目録

字摩郡川之江村庄屋役用日記目録〔同右〕

九州石炭産業史資料目録 第三集〔秀村

福岡県古文書等緊急調査報告書〔行橋市・

京都郡〕〔福岡県文化会館図書部〕

長崎県立美術博物館収蔵資料目録 1

件名資料目録 第1集〔長崎県教育セ

ンター〕

教育資料目録 第2集〔同右〕

行政資料目録・〔追録第1・9・11号〕

〔大分県行政資料室〕

行政資料目録〔第3回総合版〕・〔追録〕

昭和50年3月31日現在・〔追録〕昭和51

年3月31日現在・〔追録〕昭和52年3月

31日現在〔宮崎県総務部統計課行政資

料室〕

増加図書目録 昭和51年度〔福島県立図

書館〕

栃木県立図書館蔵書目録 第1巻

取手市史資料目録 第1集

東京都公文書館所蔵庁内刊行資料目録 13

東京都公文書館蔵書目録 5

茅ヶ崎市史資料所在目録 (3)

神奈川県立博物館人文部門資料目録 (1)

山梨県内図書館・各種機関参考図書所在

目録 I〔山梨県立図書館〕

静岡県郷土資料総合目録〔昭和50年3

月31日現在〕〔静岡県立中央図書館〕

大阪府立大学増加図書目録 第29、31、

33、35集 昭和48・51年度〔洋書〕

書名索引

収蔵資料目録 三〔瀬戸内海歴史民俗資

料館〕

記録の部〕

鳥取県立博物館所蔵目録 18・19

蔵書目録 第八巻〔鳥取大学附属図書館〕

資料調査報告書 第一・三・五集〔同右〕

ものさし・ます・はかり〔八王子市郷土

資料館〕

歴史のなかの房総〔千葉県立上総博物館〕

江戸時代の風景スケッチ〔サントリー美

術館〕

寺社名宝展〔小松市立博物館〕

文化財調査報告書 第21・23集〔北上市

教育委員会〕

昭和52年度秋田城跡発掘調査概報〔秋田

市教育委員会〕

史跡秋田城跡保存管理計画〔同右〕

秋田万歳〔同右〕

武藤一郎コレクション図録〔秋田県立博

物館〕

天保五年秋田藩前北浦一撓の一史料〔高

橋秀夫〕

上山市史 別巻

市史編纂調査報告 第十三・十六集〔東

松山市〕

岩槻市史料 第十集

与野市史調査報告書 第一・二集

横浜住民運動資料集成 明治編・大正編

〔横浜市〕

〔以下次号〕

彙報

○昭和五三年度事業(その二)

一、史料の収集

淀藩稲葉家中田辺家文書・同諸家文書(藩士)、仙台藩伊達家中小野家文書(藩士)、秋田上肴町記録(町代)、下総国川原代村池端木村家文書(名主)の四件についてマイクロフィルムによる収集を行った。また特別研究「近世史料の古文書学的研究」に基づき愛媛大学講師水本邦彦氏他の御協力を得て宇和島伊達家文書(大名)を同じくマイクロによって収集した。

二、史料の所在調査

本年度の調査としては五三年一〇月一—一四日兵庫県史編纂室のご協力を得て、姫路藩酒井家文書について行われた。当館よりは、大野瑞男、笠谷和比古の両名が参加して調査を実施した。また同一〇月二八—三一日には山梨県南巨摩郡殿沢町原田家文書及び同県八代町武川家文書の調査を行った。当館よりは藤村潤一郎・浅井潤子・安藤正人の三名が担当者となり、その他東大近世史研究会、地元山梨県殿沢町文化財審議委員他の方々のご協力を得て滞りなく行われた。

次に当館では各地で調査・印行されている近世史料目録の収集を進めているが、本年度にはその一環として横浜市大図書

館より目録約七〇冊を借受け、これのコピーを作製した。多数の目録の貸出・複写にも拘らず、これを快諾下さった同図書館に厚く御礼申し上げる次第です。

三、第二四回近世史料取扱講習会実施

本年度の講習会は五三年一〇月二二—二七日に京都府立総合資料館、一月六一—〇日に国文学研究資料館で開催された。実施にあたり会場提供をはじめ運営全般にわたって御協力、御援助をいただいた京都府立総合資料館の各位に深謝いたします。

四、定期刊行物

1 「史料館所蔵史料目録」第二十九集に「伊豆国君沢郡内浦史料」を、第三十集に「近江国蒲生郡八幡町山形屋西川家文書」・「三井高維蒐集史料」目録を収録。

2 「史料館研究紀要」第一二号

収録内容は次のとおり。  
徳島藩裁許所公事落着帳・裁許御目付扣帳の基礎的研究  
安藤 秀一

近世中期—幕末維新期の農民層の政治・社会・経済認識——羽州村山郡谷地の場合——  
大藤 修

京飛脚仲間について——付、京飛脚関係史料——  
藤村潤一郎

3 「史料館報」第二十九号(五三年九月)、同三十号(本号)

五、研究会

第二五回(53・9・26)  
翻刻史料の検討

第二六回(53・11・14)  
山形屋西川家文書の分類法について

第二七回(54・2・6)  
特別研究会・三河国設楽郡出沢村鹿川家文書他、調査報告 吉永 昭

第二八回(54・2・20)  
情報閲覧部門の充実について

第二九回(54・3・1)  
近世史科学の成果と課題(その一)

第三〇回(54・3・15)  
翻刻について

評議員会

五四年三月六日、本年度評議員会総会が国文学研究資料館において開催され、昭和五四年度予算内示について、昭和五三年度事業報告及び昭和五四年度事業概要についての議事が評議された。

○文部省科学研究費補助金交付

◇総合研究(A) 四五〇万円

江戸幕府直轄領支配機構の総合的研究

研究代表者 大野 瑞男

(当館教官三名、研究分担者として参加)

閲覧業務停止のお知らせ  
書庫内燻蒸、図書点検の実施にともない、左記の期間の閲覧を停止する予定です。お知らせいたします。  
四月二六日(木)から  
五月四日(金)まで

史料館報 第三〇号  
昭和五四年三月二一日発行  
編集・発行  
東京都品川区豊町一ノ六〇一〇  
国文学研究資料館内  
国立史料館  
電話(七八五)七三三一(代)  
印刷所  
東京都文京区小石川一ノ三ノ七  
勝美印刷株式会社  
電話(八二二)五二〇一(代)